

インドネシアにおけるベースライン調査について(2)

前 J I C A インドネシア長期派遣専門家

(現名古屋地方裁判所判事)

西尾 信員

第4 知的財産権に関する法令の整備状況

1 概要

インドネシアでは、法令間の不整合が原因で、法的安定性・予見可能性が阻害されていると指摘されている。法務人権省2022年3月15日統計によると、法令数は合計4万2712であり、その内訳は憲法1、法律1706、緊急政令182、政令4747、大統領令2231、大臣令1万5928、条例1万6923である¹。2007年以降に約2万の法令が策定され、毎年約2000～2500の法令が策定されているところ、そのうち大臣令が最も多く、2018年には1817の大臣令が策定されている。法令制定に関する法律2011年第12号では、大臣令で定めるべき事項として「権限に基づく事項（当該省庁の所管事項）」が規定され、法律で定めるべき事項の曖昧さも加わり、各省庁が大臣令で幅広い事項について定めている²。このことが、法令間の不整合を引き起こす一つの大きな原因になっていると指摘されている³。

他方で、民事基本法については、オランダ統治時代に制定されたオランダ語で記載された民法や民事手続法（①ジャワ島及びマドゥラ島において適用される改正インドネシア手続法（HIR）及び②ジャワ島及びマドゥラ島以外の地域において適用される域外手続法（RBg））等が現在でも適用され⁴、当該民事手続法の中で民事訴訟、民事保全及び民事執行の全ての手続に関する規定が置かれている⁵。民事訴訟の点では、文書提出命令や訴訟記録の閲覧制限等に関する規定がない、民事保全の点では、立担保の制度もなく、実務上は本案訴訟の提訴前には受理されない扱いとされている、民事執行の点では、執行の実効性が乏しい、執行申立てから執行完了までの期間が的確に法定されておらず、数年単位の時間がかかることがあるなどの問題が指摘で

¹ 日本は、法令数が合計約9550、その内訳が憲法1、法律2268、政令3102、府省令4106である。

² 直近で、法令制定に関する法律2011年第12号の2度目の改正に関する2022年第13号が制定されたが、この点については改正されていない。

³ 廣田桂「インドネシアで法令間の不整合が起こる原因及び法令制定時の課題」（ICD NEWS第92号・2022年9月号）を参照。

⁴ 民事手続法の改正案は国会の優先国家立法プログラムにリストアップされているが、2023年まで審議は持ち越されており、民法は、未だ改正の計画自体がないようである。なお、刑法も同様の状況であったが、2022年12月6日に国会で改正案が可決された。

⁵ 民事保全に関する規定は全2条、民事執行に関する規定は全17条（身体拘束に関する規定を除く。）のみであり、最高裁規則や最高裁回章で補完しているのが現状である。

きる⁶。また、民法や民事手続法については、公式のインドネシア語訳すら存在していない。

他方、ビジネスに関する法律、具体的には抵当法（1996年第4号）、信託担保法（1999年第42号）、労働法（2003年第13号）、倒産法（2004年第37号）、会社法（2007年第40号）、そして知的財産法等については、2000年頃以降の比較的新しい法律が適用されている⁷。

2 知的財産関係条約の加盟状況

インドネシアは、1995年の設立当初から世界貿易機関（World Trade Organization = WTO）に加盟し、WTO協定の付属書である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）の遵守義務を負った。また、その後、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization = WIPO）の管理する世界知的所有権機関を設立する条約（WIPO設立条約）を含む26の条約の一部についても批准してきた。

現時点の加盟状況は、以下のとおりである。

⁶ 民法、民事手続法等の詳細については、法務省が委託した調査研究の成果物である島田弦「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」（2011年）、前掲島田弦「インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較」、福井信雄「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」（2012年）、福井信雄・前川陽一「インドネシアにおける債権管理及び債権回収に関する調査研究」（2014年）を参照。

⁷ 会社法の詳細については、福井信雄「インドネシア会社法に関する報告書」（2013年）を、倒産法の詳細については、平石努「インドネシアの倒産法に関する調査研究」（2014年）を参照。
https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_indonesia.html

知財保護		
番号	条約名	加盟
1	視聴覚的実演に関する北京条約（北京条約）	○
2	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）	○
3	衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約 （ブリュッセル条約）	－
4	虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 （マドリッド原産地表示協定）	－
5	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物 を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（マラケシュ条約）	○
6	オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約	－
7	工業所有権の保護に関するパリ条約（パリ条約）	○
8	特許法条約（P L T）	－
9	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約 （レコード保護条約）	－
10	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約 （ローマ条約）	－
11	商標法に関するシンガポール条約	－
12	商標法条約（T L T）	○
13	集積回路についての知的所有権に関する条約 （I P I C条約・ワシントン条約）	－
14	著作権に関する世界知的所有権機関条約（W I P O著作権条約）	○
15	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 （W I P O実演・レコード条約）	○
国際的保護制度		
16	特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約 （ブダペスト条約）	○
17	意匠の国際登録に関するハーグ協定	－
18	原産地名称の保護及び国際登録のためのリスボン協定（リスボン協定）	－
19	標章の国際登録に関するマドリッド協定	－
20	標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書 （マドリッド協定議定書、マドリッド・プロトコル）	○
21	特許協力条約（P C T）	○
分類		
22	意匠の国際分類を定めるロカルノ協定	－
23	標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定 （ニース協定） ⁸	○
24	国際特許分類に関するストラスブール協定	－
25	標章の図形要素の国際分類を定めるウィーン協定	－

⁸ 最近、ニース協定の加盟に関する大統領規則（2023年第10号）により、同協定に加盟した。

3 知的財産法令

(1) 知的財産法の整備状況

インドネシアは、T R I P S協定の定めに従い、知的財産権に関する国内法を整備してきた。最新の主要な国内法の整備状況は、以下のとおりである。

- ・ 植物品種保護法（2000年第29号）
- ・ 営業秘密法（2000年第30号）
- ・ 意匠法（2000年第31号）
- ・ 集積回路配置設計法（2000年第32号）
- ・ 著作権法（2014年第28号）（2002年第19号の改正）
- ・ 特許法（2016年第13号）（2001年第14号の改正）
- ・ 商標法（2016年第20号）（2001年第15号の改正）
- ・ 雇用創出に関する法律（雇用創出オムニバス法）（2020年法律第11号）に代わる緊急政令（2022年政令第2号）（特許法及び商標法の一部改正）

(2) 知的財産法令の問題点

ただし、知的財産法令の規定の内容を見ると、様々な問題点が見受けられる。

ア 特許法

特許法4条f号によれば、公知物質の新規な医薬用途に関する発明（第2医薬用途発明）は、「発明」ではなく「発見」に該当し、特許対象ではないとも解釈することができる。しかし、知財総局の特許審査ガイドラインでは、第2医薬用途発明についても、特許請求の範囲（クレーム）の記載次第で特許登録が可能である旨が規定されている。現時点の特許法改正案は、同法4条f号を削除しているようであるが、2023年に国会での審議が開始される見通しであるものの、未だ可決には至っていない⁹。

特許法20条は、特許を取得した物の製造又は方法の使用を義務とする国内実施義務を定めており、特許付与後に当該義務を不履行のまま36月が経過すると強制実施権の対象及び特許登録抹消の対象となるとされているが（同法82条1項a号、132条1項e号）、これについては、T R I P S協定27条との整合性の観点からも問題がある可能性がある¹⁰と指摘されていた。そこで、雇用創出オムニバス法において、実施の態様として輸入やライセンス付与が追加され、国内実施の要件が緩和された^{10,11}。なお、上記特許法改正案は、20条Aを追加し、特許権者が特許の国内実施に関するステートメントを毎年大臣に提出することを義

⁹ 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」87、88頁を参照。

¹⁰ 他方で、法務人権大臣規則2019年第30号により、国内実施義務について5年間の猶予期間の申請が可能とされ、当該猶予期間は延長も可能とされたにもかかわらず、法務人権大臣規則2021年第14号により、当該猶予期間の規定が削除された。

¹¹ なお、雇用創出オムニバス法は、2021年11月25日、憲法裁判所において、制定手続に問題があるとして、2年以内に瑕疵が修正されるような改正がされなければ、無効になる（それまでは引き続き有効であるが、その間には新たな関連実施細則の交付は禁止される。）旨の条件付き違憲判決が言い渡された。その後、2022年末の緊急政令によって内容が改正され、2023年3月21日の国会で承認されたことにより、同緊急政令が雇用創出オムニバス法に代わる正式な法律となった（雇用創出オムニバス法の大部分を実質的に維持しており、本文に記載した国内実施の要件の緩和も含めて大きな変化はない。）。

務付けているようであり、出願人の負担が再度増えるおそれがある¹²。

特許法54条は、特許の実体審査の対象（拒絶事由）として、発明該当性（同法4条）、新規性・進歩性（同法3条1項、5条、7条）、産業上の利用可能性（同法3条1項、8条）、特許を受けることができない発明該当性（同法9条）、クレーム及び明細書の記載要件（同法25条3項、4項）、遺伝子資源・伝統的知識に関連・由来する発明の場合の要件（同法26条）、特許出願の補正・分割要件（同法39条2項、41条、42条）を挙げているが、同法132条は、特許登録取消訴訟の取消事由として、そのうちでは同法3条、4条、9条、26条しか挙げておらず、記載要件違反等を挙げていない。

特許法143条は、特許権者等は、故意かつ権限なく発明を実施した者に対し、損害賠償を求めることができる旨を規定しているところ、特許権侵害品の差止・廃棄を認める規定はなく、過失にとどまる場合は損害賠償も求めることはできないように解釈できそうであるが、これはTRIPS協定41条、45条、46条に照らして問題になり得る。なお、最高裁回章2019年第2号民事室総括B. II. 3. bは、「知的財産分野における侵害品の処分・破棄については、訴訟の請求及び判決主文に当該侵害品の処分・破棄について言及があった場合に実施を認めることができる」旨を定めているが、そもそも国民の権利義務の存否に関する問題については、法律で定めるべきであると考えられる。

特許事件については、第1審及び上告審ともに、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が180日間とされており、その内容の困難性に比してかなり短期間である（特許法146条1項、152条1項）。

その他、特許法は、特許権の間接侵害に関する規定を置いていないが、2008年に発効した日本・インドネシア経済連携協定（EPA）¹³（以下「日・イEPA」という。）では、インドネシアは、間接侵害に関する規定を導入することで合意している¹⁴。

イ 商標法

商標法74条の登録商標不使用抹消訴訟について、原告が被告による商標の3年間の継続的な不使用を立証すべきと考える立場が一般的であるが、いわゆる「無いことの証明」の負担を課すことになり、原告は広範な市場調査を余儀なくされている¹⁵。

商標法83条1項は、商標権者等は、同じ種類の商品ないし役務について、要

¹² 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」88頁を参照。

¹³ <https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/>

¹⁴ 小山隆史「我が国の経済連携協定（EPA）における知的財産分野の合意」（*パテント*2010・Vol. 63 No. 11）81頁を参照。

https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201009/jpaapatent201009_078-089.pdf

¹⁵ ところで、日本の商標法とは違い、インドネシアの商標法には商標（標章）の「使用」に関する定義規定がないことから、「使用」の意義がより問題になる。例えば、商標登録不使用抹消訴訟において、原告において被告の商標が市場で使用されていないことを裏付ける市場調査結果を証拠として提出したものの、被告が商標登録更新申請をしていたことをもって、当該商標を「使用」していたものとして、原告の請求を棄却した事案があったが、少なくとも日本ではこれが商標の「使用」に当たるとはならないであろう。

部又は全体において類似した商標を権限なく使用した者に対し、当該商標の使用に関する全ての行為の差止め及び損害賠償をすることができる旨を規定しているが、商標権侵害品の廃棄請求を認める規定はなく、特許法と同様にT R I P S協定との関係で問題になり得る。また、同条2項は、登録商標の所有者等でなくても、「判決に基づいた周知商標の所有者」であれば侵害訴訟を提起することができる旨を規定しているが、「判決に基づいた」との要件を設けることの合理性が問題となる¹⁶。

商標法84条1項は、「審理が進行中である間に、損害を拡大させないため、原告である商標の所有者ないし被使用許諾者は、裁判官に対し、当該商標を権限なく使用した生産、供給及び販売の差止めを請求することができる」としているが、その趣旨は必ずしも明らかではない。現プロジェクトの最高裁WGメンバーも、これが同法83条1項a号の本案の差止請求の内容を説明したものであるのか、それとも中間判決の請求といった別途の制度を認めたものなのか、見解が統一できないようである。また、同条2項は、「被告が権限なく商標を使用した商品の引渡しも求められた場合、裁判官の判決が確定し法的拘束力を有した後、裁判官は当該商品の引渡し又は商品の価額の支払の履行を命ずることができる」としているが、その趣旨は必ずしも明らかではない。最高裁WGメンバーからは、侵害訴訟における廃棄請求の認容判決の執行方法として引渡しを規定したものではないかといった意見もあったが、そもそも商標法は廃棄請求を規定していないし、唐突に執行の規定を置いたというのも不自然に見える。

商標事件については、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が、第1審については原則90日間（最高裁長官の承認があれば最長30日間の延長が可能）、上告審については90日間とされており、かなり短期間である（商標法85条7項、88条8項）。

ウ 意匠法

意匠法38条1項は、意匠登録取消訴訟の取消事由（意匠の登録要件）について、新規性欠如（同法2条2項）及び登録できない意匠（同法4条）のみを挙げており、日本のように類似意匠や創作容易意匠を挙げていない。この点、知財総局における「新規性」の判断が形式的であり、少しでも相違点があれば新規な意匠として登録される傾向があったと指摘されていた（なお、意匠登録出願については、方式審査等を経た公開後に異議申立てがされない限り、新規性等の実体審査はされない（同法24条～29条参照）。）。インドネシアは、日・I E P Aにおいて、T R I P S協定25条1項の任意規定の内容を踏まえ、意匠が既知の意匠又は「既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合」に

¹⁶ 日本国不正競争防止法2条1項1号、2号、3条、4条は、周知・著名商品等表示を使用等する行為を不正競争行為として、その行為者に対する損害賠償等を認めているが、他の判決において当該商品等表示が周知ないし著名であると認められていることを要件としていない。

は、当該意匠を「新規性又は独創性のある意匠でないものとする」こととして、意匠の登録要件（新規性）の厳格化を図ることで合意したが、未だにそのような改正には至っていない^{17,18}。

意匠法46条は、意匠権者等は、故意かつ権限なく意匠を実施した者に対し、意匠権侵害品の差止め及び損害賠償を求めることができる旨を規定しているところ、当該侵害品の廃棄請求を認める規定はなく、過失にとどまる場合は損害賠償も求めることはできないように解釈できそうであるが、これは特許法と同様にT R I P S協定との関係で問題になり得る。また、意匠権の効力が及ぶ対象も、登録意匠と同一の意匠だけであり、T R I P S協定26条が定める「実質的に複製である意匠」も含まれるかは、文言上は必ずしも明らかではない。インドネシアは、日・イ E P Aにおいて、意匠権が及ぶ範囲を類似意匠にまで拡大することで合意したが、未だにそのような改正には至っていない¹⁹。

意匠事件については、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が、第1審については原則90日間（最高裁長官の承認があれば最長30日間の延長が可能）、上告審については90日間とされており、かなり短期間である（意匠法39条8項、41条9項、48条）。

なお、インドネシアでは、意匠の国際登録に関するハーグ協定所定のハーグシステム加入に必要な法整備がされておらず、同協定に加盟していない。数年前に国会に提出された意匠法改正案は、かかる法整備等を含んでいるようであり、前記特許法改正案と共に、2022年の優先国家立法プログラムにリストアップされたが、2023年まで審議は持ち越されている^{20,21}。

エ 著作権法

著作権法99条1項は、著作者、著作権者又は著作隣接権者は、著作権又は著作隣接権侵害品に関し、損害賠償を求めることができる旨を規定し、同条4項は、当該侵害品の差止め等を求める仮判決又は中間判決を得ることができるとしているが、「仮判決又は中間判決」としている趣旨は必ずしも明らかでないし、当該侵害行為を組成した物の廃棄請求を認める規定もなく、特許法と同様にT R I P S協定との関係で問題になり得る。

著作権事件については、審理期間（訴訟登録日から判決日までの期間）が、第1審については原則90日間（最高裁長官の承認があれば最長30日間の延長が可能）、第2審については90日間とされており、かなり短期間である（著作権

¹⁷ 前掲小山隆史「我が国の経済連携協定（E P A）における知的財産分野の合意」82頁を参照。

¹⁸ もっとも、知財総局の意匠審査ガイドラインによれば、出願意匠と公知意匠が全く同一である場合だけでなく、両者に「重要でない相違点」があるにすぎない場合も新規性はなく、出願意匠と公知意匠との間に「重要な相違点」がある場合に限って新規性があるとの整理がされているようである。

¹⁹ 前掲小山隆史「我が国の経済連携協定（E P A）における知的財産分野の合意」82頁を参照。

²⁰ 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」88頁を参照。

²¹ 意匠法改正案では、本文で指摘した意匠の登録要件（新規性）や意匠権の効力が及ぶ対象について日・イ E P Aの内容に沿ったものとするほか、特許や商標と同様に意匠審判委員会を設けるのみならず、意匠登録取消請求について、商事裁判所に対する提訴前に、意匠審判委員会に対する審判請求を前置する制度を設けることも提案しているようである。

法101条1項、2項、104条2項)。

オ 営業秘密法

営業秘密法11条は、営業秘密に関する権利者等は、故意かつ権限なく営業秘密を単独で使用したり、営業目的で第三者に開示したりする行為をした者に対し、当該行為の差止め及び損害賠償を求めることができるとしているところ、廃棄請求を認める規定はなく、過失にとどまる場合は損害賠償も求めることはできないように解釈できそうであるが、これは特許法と同様に、TRIPS協定との関係で問題になり得る。

営業秘密法18条は、裁判官は、刑事事件又は民事事件の当事者の要請により、裁判を非公開で行うよう命ずることができる旨を規定しているが、その具体的な方法は明らかでなく、民事手続法等も含め、営業秘密が記載された主張書面、書証及び判決等の取扱いについて規定がないため、インドネシアの裁判官も秘密保護の対応に苦慮しているようである。

カ その他

知的財産法は、民事手続法と同様に、文書提出命令の制度及びこれに伴う相手方当事者の利益の保護のための訴訟記録の閲覧制限の制度等を設けていないところ、これはTRIPS協定43条との関係で問題があるといえる。

知的財産法には、特に損害の算定に関する規定は置かれていない。もっとも、最高裁回章2019年2号民事室総括B. II. 3. a. 2には、「裁判官の決定する損害賠償の額は、侵害者の得た利益と知的財産権者の損害を考慮した損害の明細に基づく」旨が規定されている。

(3) 知的財産権に関する水際措置

最高裁は、知的財産権に関する水際措置について、税関法(1995年第10号、2006年第17号)及び知的財産権侵害又は知的財産権侵害の結果から発生する物の輸出入に関する政令(2017年第20号)等を踏まえ、差止命令に関する最高裁規則(2019年第6号)を制定している。同最高裁規則では、①税関が権利者による商標権ないし著作権を対象とする税関登録に基づき当該権利の侵害品等の輸出入を停止し、その後に税関から通報を受けた権利者が商事裁判所に当該侵害品等の輸出入の一時差止めを求める「職権上の一時差止め」と、②権利者が商事裁判所に知的財産権の侵害品等の輸出入の一時差止めを申し立てることによって初めて手続が開始する「司法上の一時差止め」の制度が設けられているところ、前者はこれまでに3件程度発令された例が確認されている²²一方で、後者については発令されたことはない。

(4) 知的財産権に関する暫定措置(仮処分)

知的財産法のうち特許法、意匠法、商標法及び著作権法は、仮処分決定に関す

²² 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」89頁を参照。

る規定を設けており、これを受けて最高裁は、仮処分決定に関する最高裁規則（2012年第5号）を制定した。知的財産権に関する仮処分決定については、立担保の制度が設けられ、本案の提訴前に発令することを念頭に置いた制度となっているが、これまでに1件しか発令されたことがないようである。現在、最高裁は、同規則の改正を予定しているようである。

(5) 知的財産権に関する執行

知的財産権侵害訴訟を提起し、侵害品の差止・廃棄ないし損害賠償を命ずる判決を取得したとしても、民事手続法の規定等が十分ではなく、これを実効的に執行することには困難が生じている²³。

(6) まとめ

以上のように、インドネシアでは、知的財産法は整備されているが、その改正の頻度は少なく、営業秘密法や意匠法を含め、2000年頃から変更されていないものもある。また、知的財産法の内容についても、TRIPS協定の内容に適合しない、そもそも規定の趣旨が不明であるなどの問題が散見される。さらに、知的財産権に関する保全や執行も十分に機能していない。

第5 知財事件

1 知財事件の統計

インドネシアにおける2018年から2022年までの直近5年間の知財事件の新受件数の統計は、別紙8のとおりである²⁴。

直近5年間の合計を見ると、第1審（商事裁判所）については、中央ジャカルタ地裁が430件、スラバヤ地裁が69件、スマラン地裁が36件、メダン地裁が19件、マカッサル地裁が6件（合計560件）であり、圧倒的に中央ジャカルタ地裁が多い。

また、最高裁については、上告事件が258件、再審事件が77件（合計335件）であり、上告率はおおむね46%程度（ $\div 258 \div 560$ ）、再審率はおおむね30%程度（ $\div 77 \div 258$ ）と高い割合であるところ²⁵、いずれも上告理由ないし再審事由がないとの形式的な判断だけではなく、実質的な内容に踏み込んだ判断をしているものも多い。

なお、最高裁の事件種別を見ると、商標が211件、意匠が32件、著作権が73

²³ 前掲福井信雄「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」20～27頁を参照。

²⁴ 最高裁の統計は、最高裁から提供を受けたデータを用い、商事裁判所の統計は、下記の事件検索情報システム（Sistem Informasi Penelusran Perkara = SIPP）ウェブサイト参照した。

中央ジャカルタ地裁（http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/statistik_perkara）

スラバヤ地裁（http://sipp.pn-surabayakota.go.id/statistik_perkara）

スマラン地裁（https://sipp.pn-semarangkota.go.id/statistik_perkara）

メダン地裁（https://sipp.pn-medankota.go.id/statistik_perkara）

マカッサル地裁（https://sipp.pn-makassar.go.id/statistik_perkara）

²⁵ 上告率及び再審率は、個別の事件毎に計算したわけではなく、あくまでも傾向を知るために推計した参考の数値である。

件、特許が19件（合計335件）であり、圧倒的に商標事件が多い。2022年の商標事件の訴訟種別を見ると、商標権侵害訴訟が5件、商標審判委員会の審判請求拒絶審決に対する異議訴訟が5件、商標登録取消訴訟が39件、商標登録抹消訴訟が2件（合計51件）であり、圧倒的に商標登録取消訴訟が多く、その中には周知商標の類似商標が問題になったものも多い。

2 商事裁判所の知財判決

前記のとおり、インドネシアの判決は、最高裁判決ウェブサイトからダウンロードすることができる。知財判決については、2022年12月31日時点で、商標が964件、意匠が125件、著作権が222件、特許が97件（合計1408件）掲載されていた。

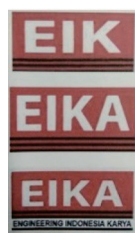
そのうち、本プロジェクトの成果物である判決集第1集（知財全般）²⁶及び同第2集（商標）²⁷、並びに最高裁WGメンバーから提供を受けた判決等の内容を分析したところ、そのうちの一部について紹介する。

(1) 商標事件

ア EIK事件（2019年10月23日最高裁判決）

本件は、東南アジアで最大のショベルカー機器の製造業者である原告が、原告の製品の販売業者であった被告は、悪意に基づいて、未登録の周知商標であった原告商標と要部又は全体において同一性を有する被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。

被告商標



原告商標



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・46/Pdt.Sus.Merek/2016/PN.Niaga.Jkt.Pst）は、被告商標が先願商標であったという理由のみで、原告の請求を棄却した。

上告審（最高裁・1300 K/Pdt.Sus.HKI/2017）及び再審（最高裁・90 PK/Pdt.Sus-HKI/2019）は、原告は、未登録商標の所有者であるが、知財総局への出願後であれば、悪意の商標登録者に対しては、商標登録取消訴訟を提起できる（旧商標法（2001年第15号）68条1項、2項、4条）、被告商標は、多数の

²⁶ 判決集第1集に搭載された判決の概要は、石神有吾「インドネシアにおける知財判決集の作成について」（ICD NEWS第74号・2018年3月号）を参照。

²⁷ 判決集第2集に搭載された判決の概要は、西尾信員「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(1)」（ICD NEWS第94号・2023年3月号）及び同「インドネシアにおける知財判決集第2集の作成について(2)」（ICD NEWS第95号・2023年6月号）を参照。

国で商標登録を受けた周知商標である原告商標と要部において同一であり、悪意に基づいて登録されたものであるとして、原判決を取り消し、原告の請求を認容した。

第1審判決は、旧商標法76条に基づく商標登録取消訴訟についての基本的な理解を誤った判決をしたものと評価できる。

イ PureBaby事件（2017年1月11日最高裁判決）

本件は、原告が、ベビーオイル等を指定商品として、知財総局に対し、原告商標の登録出願をしたところ、同種の指定商品に係る引用商標と要部の同一性を有しているとの理由で拒絶査定を受けたため、被告（知財総局商標審判委員会）に対して審判請求を行ったところ、拒絶審決を受けたことから、その審決の取消し及び原告商標の登録等を求めた事案である。



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・85/Merek/2012/PN.Niaga.Jkt.Pst）は、引用商標における支配的で突出した要素は、「MYBABY」という文字の要素であるところ、これと原告商標「PUREBABY」とは、観念、文字の商標の要素、称呼において同一性を有しているとして、原告の請求を棄却した。

これに対し、上告審（最高裁・308 K/Pdt.Sus-HaKI/2013）は、原告商標と引用商標の「BABY」は、指定商品の種類の名称であって、両商標に要部の同一性があるとは認められないとして、第1審判決を取り消し、原告の請求を認容した。

しかし、再審（最高裁・126 PK/Pdt.Sus-HKI/2016）は、上告審は、法律審であるところ、原告商標と引用商標の同一性という事実認定の問題は下級審で審理判断済みであり、決定的な新証拠もなく当該事実認定の再審理をしているとして、上告審判決を取り消し、原告の請求を棄却した²⁸。

このように、最終的に上告審と再審の結論は異なっているものの、再審も両商標の要部の同一性を明示的に認めたわけではないようにも読める。上告審が指摘するように、指定商品をベビー用品とする両商標においては、「BABY」を支配的な要素と見ることは困難であり、それを前提として要部の同一性が認められないとした上告審の判断自体には、一定の合理性があるように思われる。

²⁸ 再審判決は、引用商標は、8か国で登録されており、継続的に長期間にわたってウェブサイトを通じた広告をしているため、周知商標としても立証可能であり、原告商標の登録は悪意に基づいているとも付言している。

ウ PUMA事件（2022年2月21日最高裁判決）

本件は、スポーツ用品の大手企業である原告が、被告は、悪意に基づいて、登録済みの周知商標である原告商標と類似しない指定商品について、被告商標の登録を受けたと主張して、その取消し等を求めた事案である。



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・07/Pdt.Sus-Merek/2020/PN Niaga Jkt. Pst）は、原告の請求を棄却した。

これに対し、再審（最高裁・6 PK/Pdt.Sus-HKI/2022）は、まず、原告商標は、被告商標の登録より遥かに前から、インドネシアを含む複数の国で登録され、1985年から認識されており、周知商標であったといえ、類似していない商品ないし役務との関係でも保護されるとした。そして、被告商標と原告商標を比較すると、原告商標の文字部分は、「u」と「m」が小文字、「P」と「A」が大文字であり、被告商標の文字部分は、「P」が大文字、「u m a」が小文字であるが、いずれも「PUMA」という黒色の文字であるし、動物ロゴ部分は、被告商標は原告商標と異なり口が開いており、形状はやや幅広であるが、遠くから見た場合、開いた口ははっきり見えないし、ジャンプの側面の位置に顕著な差異はなく、両者は同じに見えるであろうし、称呼は全く同じであるから、両者は実質的に類似しているといえるとした。そうすると、被告は、被告商標の登録に当たり、自己の営業上の利益のために他人の商標を模倣等して不当な営業上の競争の状態を生じさせ、消費者を欺き、又は誤認させる意図を有していたことが明らかであるから、悪意であったといえるなどとして、原判決を取り消し、原告の請求を認容した。

再審は、争点に関する理由を詳細に記載し、結論においても妥当であるといえる。第1審判決を入手することができず、原告の請求を棄却した理由は明らかではないが、原告商標の周知性、被告商標との要部又は全体の同一性、被告の悪意はいずれも明らかであったと考えられる。

(2) 意匠事件

J a h e M e r a h 事件（2021年5月3日最高裁判決）

本件は、未登録の原告意匠を使用したパッケージを用いて赤生姜入りの飲料を販売していた原告が、被告は原告意匠等と同一の被告意匠について登録を受けており、新規性を欠いているとして、被告意匠の取消し等を求めた事案である。

被告意匠



原告意匠



第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・43/Pdt.Sus-Desain Industri/2020/PN Niaga Jkt.Pst）は、被告意匠は原告意匠と異なるものであるとして、原告の請求を棄却した。

これに対し、上告審（最高裁・583 K/Pdt-Sus.HKI/2021）は、被告意匠と原告意匠を比較すると、黄色、オレンジ、赤の組合せという色の構成、包装のレイアウトその他のデザインのいずれにおいても、原告意匠の要素が全て被告意匠に含まれている（被告意匠と原告意匠では、赤生姜とカップの図画は、包装の右下という全く同じ場所・位置にあり、同様に、赤生姜の映像も、包装の上部という全く同じ場所・位置にある。）から、被告意匠は、原告意匠と同一であり、新規性を欠くものであるとして、原告の請求を認容した。

第1審の判決については、原告が主張する引用商標のうちどれと被告意匠を比較したのかが必ずしも明確でなく、当該引用商標と被告商標が同一でないとした根拠が十分に記載されているとはいえないし、結論においても妥当性を欠くと思われる（意匠法自体にも問題がある。）。

(3) 著作権事件

ア Lagi Syantik事件（2021年11月15日最高裁判決）

本件は、「Lagi Syantik」という名称の原告作品（音楽及び歌詞）の著作者であった原告が、被告は原告に無断で原告作品の歌詞を改変した上で、原告作品を演奏・歌唱し、これを録画した被告作品を作成し、これをYouTubeにアップロードしたとして、著作権侵害及び著作者人格権侵害に基づき、被告作品の配信の差止め及び損害賠償等を求めた事案である。

第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・82/Pdt.Sus-Hak Cipta/2019/PN.Niaga.Jkt.Pst）は、被告作品の作成・配信等が原告作品の著作権（著作権法9条）及び著作者人格権（同法5条）を侵害することを認めたものの、被告作品の配信に伴う広告収入等は被告でなくWAMI（Wahana Musik Indonesia）²⁹に帰属しており、原告は損害の発生を立証できていないとして、原告の請求を棄却した。

そして、上告審（最高裁・910 K/Pdt.Sus-HKI/2020）も、原告作品のカバー曲である被告作品の著作権に関する収益権はWAMIに帰属しており、原告に損害

²⁹ インドネシアにおいて、会員である音楽の著作物の著作者に支給されるロイヤリティーを収集・分配することを業とする組織である。

は発生していないとして、第1審判決を維持した。

これに対し、再審（最高裁・41 PK/Pdt.Sus-HKI/2021）は、原告は、被告による原告作品の歌詞の無断変更を伴う被告作品の作成・配信等によって、著作者人格権が侵害されていることも重要な問題であるとして、上告審判決を取り消し、損害賠償3億ルピアの支払を命ずるなどとして、原告の請求を一部認容した。

本件は、デジタルプラットフォームを介した著作権侵害という事件であるところ、第1審判決については、①著作権侵害及び著作者人格権侵害を認めているが、どの支分権が侵害されたのかを明確にしていないこと、②原告作品の歌詞の改変がいかなる理由で翻案権・同一性保持権侵害になるのか具体的に判断していないこと³⁰、③著作権のみならず著作者人格権の侵害を認めたにもかかわらず、経済的損害のみに着目して原告の請求を棄却していること等の問題を指摘することができ、より精密な分析や判断をすることが望まれる。

イ Tik Tok事件（中央ジャカルタ地裁商事裁判所判決）

本件は、レコード会社である原告（DRM社）が、ショートムービー投稿アプリを運営するデジタルプラットフォーム企業である被告ら（Tik Tok社ほか1社）は、Virgoun所有の楽曲が録音された原告のサウンドマスター製品を無断かつ不正に配信し、商業目的で複製、流通、拡散させ、これにより原告は損害を被ったとして、損害賠償等を求めた事案である。

これに対し、被告は、(1)本案前の抗弁として、原告による当事者の選択に誤りがあるなどと主張したほか、(2)本案の主張として、Tik Tokはユーザー作成型のプラットフォームであるところ、ユーザーが原告の録音物である3つの曲の一部を組み合わせてショートビデオを作成してアップロードしたにすぎず、被告はこれに関する権利侵害については何の法的責任も負わないし、Tik Tokのプラットフォームの収入は広告によるものであり、3つの曲の録音物とは直接の関係はないなどと反論した。

第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・4/Pdt.Sus-HKI/Cipta/2021/PN Niaga Jkt.Pst）は、原告が被告側の住所の記載を誤っているとの理由で、本件訴えを却下する旨の判決をした。

本件は、著作権侵害におけるプラットフォームの責任を追及する事件であるが、裁判所としては、原告が被告側の住所の記載を誤っているのであれば、補正を命ずるなどして、本案の審理を進めるのが相当ではないかと考えられ、当事者の権利保護や訴訟経済という観点で問題があると思われる。

³⁰ 日本であれば、原告作品と被告作品の歌詞の対比表を作成し、いわゆる「ろ過テスト」等に基づき、被告作品の歌詞の内容から原告作品の歌詞の表現上の本質的な特徴が直接感得できるかなどを分析し、翻案権侵害・同一性保持権侵害の判断をすることが一般的な事件であると思われる。

(4) 特許事件

断熱材事件（2015年2月17日最高裁判決）

本件は、原告が、被告が登録を受けた断熱材に関する被告発明は、新規性・進歩性、産業上の利用可能性を欠くものであるとして、その特許登録の取消し等を求めた事案である。被告特許のうち請求項1は、断熱材という「物の発明」であるが、その構成要件として、発泡体（架橋発泡体）を被断熱物に付着させる製造方法が記載されたプロダクト・バイ・プロセス・クレーム（Product by process claim）であり、請求項2は、請求項1の断熱材について、被断熱物に付着させる発泡体（架橋発泡体）の組成を特定したクレームであった。

第1審（中央ジャカルタ地裁商事裁判所・50/Paten/2012/PN.Niaga/Jkt.Pst）は、被告発明が複数の引用発明と同一であって新規性・進歩性を有さず、かつ産業上の利用可能性もないとして、原告の請求を認容し、被告発明を取り消す旨の判決を言い渡した。

上告審（最高裁・54/Pdt.Sus-HKI/2015）は、第1審の判断が相当であるとして、上告を棄却する旨の判決を言い渡した。

本判決は、商事裁判官資格付与研修で使用されたものである。第1審判決の原文を確認することはできなかつたため、同判決が被告発明における新規性・進歩性、産業上の利用可能性を否定した具体的な理由は必ずしも明らかでない（上告審判決は特に具体的な理由を付していなかった。）が、複数の専門家証人の意見を採用したことがうかがわれる。一般的に新規性・進歩性の判断において用いられるような、特許発明の構成要件と各引用発明の構成とをそれぞれ比較して、これらの一致点・相違点を認定し、仮に相違点があった場合には、これを当業者が容易に想到することができたかといった判断過程を経たかは必ずしも明らかではない（新規性がないとしているにもかかわらず、進歩性がないともしている。）。

(5) 営業秘密事件³¹

日立事件（2017年1月24日最高裁判決）

本件は、産業機械の生産に従事していた原告が、日本の大手電機機器メーカーの現地子会社である PT Hitachi Construction Machinery Indonesia（PT HCM I）（被告1）の元常務取締役ら（被告2、3）は、原告の社員ら（被告4～10）と共謀して、原告のボイラー機器の製造・販売業務に関する情報（原告情報）を盗み出したと主張して、営業秘密の侵害に基づき、約1270億ルピアの損害賠償等を求めた（本訴）のに対し、被告1が、原告による本件に関する警察・検察への苦情・通報、マスメディアへの大規模な広告・苦情、本訴の提起によって、名誉・信用を毀損されたと主張して、謝罪広告等を求めた（反訴）事案である。

第1審（ブカシ地裁・280/Pdt.G/2008/PN.Bks）は、まず、現地調査結果報告書の

³¹ 前記のとおり、インドネシアでは、営業秘密事件は、通常的地裁→高裁→最高裁という三審制で取り扱われている。

内容に基づき、原告情報が記載されたブループリントには無断複製・流用を禁止する旨が記載されていた上、特定の権限を有する者だけがアクセスできる指紋認証付きの部屋で管理され、24時間運転の監視カメラや警備員によって警備されていたこと等を認定した上で、秘密管理性を肯定し、更に非公知性・有用性を肯定して、原告情報が営業秘密に当たると認定した。そして、被告4～10が原告から被告1に移転したこと、原告の製品と被告の製品のデザインが類似していることなどから、同被告らが2005年以降に原告の営業秘密を侵害したと認定した。さらに、原告が、被告らの営業秘密侵害行為により、2005年から2007年までの広告宣伝費用に相当する12億1486万9362ルピアの損害を被ったと認定した。以上により、原告の本訴請求を一部認容し、被告の反訴請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

控訴審（バンドン高裁・567/Pdt/2015/PT.Bdn）は、原判決と同様に、被告らによる営業秘密侵害行為を認めつつ、原告の損害額は2005年から2007年までの原告の純利益の半額である832億4137万0910ルピアとするのが相当と認定して、原判決を変更した。

上告審（最高裁・3305/K/Pdt/2016）は、原判決と同様に、被告らによる営業秘密侵害行為を認めつつ、原告の損害額については第1審の認定額が相当と判断して、原判決を取り消し、原告の本訴請求を一部認容し、被告の反訴請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

本件は、インドネシアで有名な営業秘密事件³²であり、商事裁判官資格付与研修でも使用されていた。裁判所に提出された証拠を詳細に検討したわけではなく、事実認定の相当性については意見を述べることはできないが、第1審における営業秘密性（秘密管理性・有用性・非公知性）の判断枠組みは正当であるといえる。他方で、最終的に最高裁で訂正されたものの、高裁では原告の一定期間の純利益の半額を損害として認定するなど、損害の算定について問題があるといえる。

(6) 全体的評価

インドネシアの判決については、全体的に、当事者双方の主張部分が長く、争点に関する判断は短いという印象を受ける。判決の予測可能性を向上させるためには、争点を明確に特定し、これに対する的確かつ十分な理由の記載をすることが望ましいと考える。また、訴訟要件について、当事者に補正を命ずることによって解決可能と思われるものについても、訴えを却下するという手段を選んでいるものがあり、当事者の権利保護や訴訟経済の観点から見直しも検討されるべきである。

また、商標事件については、比較的先例の数も多く、最高裁として、国内外の周知商標を保護しようとする方針がうかがわれるが、第1審判決については、問題の

³² 本件事案は、2008年に提訴されたもので、意匠と営業秘密が問題となっていたところ、そのうち営業秘密事件の管轄（中央ジャカルタ地裁商事裁判所かブカシ地裁か）について争われ、この点に関する中間判決について再審まで争われたため、ブカシ地裁の第1審判決が2015年7月15日に言い渡されるに至った。

あるものも含まれている。著作権事件については、インターネット関連の事件が増えている印象を受けるが、先例も少なく、侵害の主体、翻案権侵害、損害額等の重要論点の判断方法は確立していないように見受けられる。特許事件についても、極めて先例が少なく、新規性・進歩性等の重要論点の判断方法は確立していないように見受けられる³³。意匠事件については、意匠法自体に問題があるのかもしれないが、第1審判決に妥当性を欠くものもあった。

第6 商事裁判官による知財事件に関する裁判制度についての意見

知財事件を日常的に処理する商事裁判官は、知財事件に関する裁判制度について、以下のような問題点があると考えているようである。

1 審理期間の制限

知財事件では、法定の審理期間（特許事件は180日間、商標事件、意匠事件、著作権事件等は原則90日間）が設定されていることが一番の問題である。特に特許事件では、審理に十分な時間を確保するのが難しい。

2 特許事件における先例及び専門的知見の不足ないし欠如

知財事件の中では、特許事件の処理に最も困難を感じている。

インドネシアでは、そもそも特許事件の先例は少なく、参考になる裁判例を探すことは難しい。特許発明の内容は、非常に複雑な場合があり、裁判官の能力で理解するのは限界があるため、専門的知見の獲得の方法が問題となる。

現行の法制度では、専門家証人の意見によって判断するしかないが、法定の審理期間に適切な専門家証人を手配してもらうのは難しい上、専門家証人が証人申出をした当事者側に偏った証言をする可能性があること、複数の専門家証人が相互に矛盾した内容の証言をすることも、専門家証人が当該分野の知識を十分に有していない可能性もあること等の問題もあり、判断に悩むことがある。

日本の知財調査官のような制度があればありがたい。

3 知財の学習及び事件処理に用いる時間の欠如

そもそも、知財分野、特に特許は専門性が高く、その理解には時間を要する。しかし、商事裁判官は、刑事事件を含む通常事件も扱わなければならない上、商事事件には知財事件だけでなく倒産事件等も含まれていること、労働裁判官、汚職裁判官等の別の資格を有している者もいることなどから、非常に多忙であり、知財の学習や事件処理に時間をかけるのは難しい。

³³ 知財総局においても、進歩性については、日本由来の特許である場合には特許庁の採用する判断枠組み（Multi-Factor Reasoning）、欧州由来の特許である場合には欧州特許庁の採用する判断枠組み（Problem-and-Solution Approach・課題解決アプローチ）、米国由来の特許である場合には米国特許商標庁の採用する判断枠組み（米国特許法103条・グラハムテスト）に沿って判断するというように、独自の判断枠組みが確立していないようである。

そのため、知財事件のみを専門に扱う裁判所を設けることが考えられる。

4 知財研修の不足

商事裁判官資格付与研修は、商事裁判官に就任する前提としての知財の基礎を学ぶという意味では有意義であるが、これだけで知財事件の実務を十分に処理することはできない。最高裁が実施する研修やF G D（Focus Group Discussion）に参加したことはあるが、定期的には実施されるわけではないし、必ずしも裁判実務に役立つものであるとも限らない。

そのため、定期的に商事裁判官を対象とする発展的な内容の短期間の研修（アドバンストコース）を実施してほしい。知的財産法の条文の説明等ではなく、日本の専門家や知財総局の担当者等を講師として、商標、著作権、特許等に関する主要論点（商標の類否、特許発明のクレーム解釈、新規性・進歩性等）についてのケーススタディー等を含む実務に即した内容の研修にしてほしい。

5 執務参考資料の不足

知財関係の執務参考資料は、ガイドブックのような手続に関する資料も良いが、それよりもケースブックのような判断に役立つ資料が良い。E - B o o kも作成してもらえると便利である。知財全般と商標のケースブックは既に作成したということであれば、次は特許、著作権、意匠の順番で作成してほしい。

第7 第三者によるビジネス関連事件に関する裁判制度についての意見

裁判所外の第三者（日本・インドネシアの弁護士やJ E T R O等）は、インドネシアのビジネス関連事件（知財事件には限定していない。）に関する裁判制度について、以下のような意見を有しているようである。

1 企業間紛争に関する裁判に対する全体的な評価

インドネシアでは、裁判制度等に関する情報を得るのが難しく、判決内容も統一されていないため、法的安定性・予見可能性が乏しく、汚職リスクも高いと指摘されている。インドネシアは、将来性を期待される経済大国であることに鑑みると、裁判の廉潔性や予見可能性の向上が強く期待される。中国やタイでは、汚職は改善が見られ、裁判の予見可能性も比較的高いようである。

なお、租税裁判所については、事件数が多いにもかかわらず、真摯に対応しているという印象であり、判決内容もおおむね妥当であり、汚職の話も聞かない。

2 企業間紛争として裁判に持ち込まれる紛争類型

(1) 日系企業

基本的に、日系企業としては、インドネシアの裁判所の各種問題を理由に、その利用を可能な限り避けたいという認識である。そのため、企業間の契約紛争の場合は、事前に仲裁合意条項を設けて、シンガポール又はインドネシア仲裁を利用し、その利用ができない事案は、インドネシアの裁判所を利用する³⁴。

日系企業がインドネシアの裁判所を利用することになる事件類型としては、①現地法人（インドネシアにおける子会社等）が原告（債権者）となる債権回収事件（専ら民事再生（PKPU）を利用する債権回収）、②税務行政事件、③現地法人が原告となる最低賃金に関する決定の取消しを求める行政事件、④現地法人が被告となる労働事件（解雇無効、賃金請求等）、⑤不法行為事件や不当利得事件、⑦知財（特許、商標、著作権）事件（商標マフィア等も存在しているようである。）、⑧土地紛争（例：10年以上前に購入した建設権が無効との訴訟）³⁵等がある。

(2) インドネシア企業

企業間紛争では、民法、民事手続法や、コロナ禍を理由とする債務不履行である。契約上の紛争の原因としては、重要な契約書のドラフトの作成時に弁護士を関与させなかったために質の悪い契約書が作成されてしまったこと、当事者の悪意（Bad Faith）が文化として根付いてしまっていることが考えられる。

株主総会招集請求訴訟等もある。そもそも紛争性が少ないため、審理が早く進むと思いきや、証人尋問等の実質審理も実施することもあるため、労力や時間がかかってしまう。

3 裁判に要する期間及び費用に関する評価

(1) 裁判制度に関する情報

そもそも裁判に係る手続、期間及び費用等がよく分からない。

(2) 期間

最近では、民事事件についてE-Courtが導入されており、訴状等の書面の提出等は、オンラインで行うことができるようになっており、役に立っている。ただし、一方当事者が文書をアップロードしても、事件管理を担当する書記官が「文書確認」を行わなければ、他方当事者が受領・検討・回答することができないという問題がある。期日の多くは、オンラインではなく、法廷において対面で行っているのが実情である。また、実質的に、E-Courtは本人訴訟では利用できないため、あまり浸透していない。

裁判の期日や審理期間について、裁判期日の指定状況はおおむね安定しており、

³⁴ もっとも、契約紛争であっても、相手方がインドネシア企業の場合、相手方の意向で契約書に仲裁条項を設けることができず、インドネシアの裁判所を利用することもある。

³⁵ インドネシア国籍を有する者だけが土地を所有できるため、外国人又は外国法人は建設権を購入することになる。

2、3週間に1回程度の頻度で期日が指定される。審理期間はおおむね第1審、控訴審、上告審ともに6か月から1年程度であり、日本と比べて特に時間がかかるということはないが、上訴率が高く、最高裁は法律審であるにもかかわらず再審まで多用される。期日の日付が決まっても、何時に開始するのかが分からないため、午前中から裁判所の待合室で待機する必要がある。被告が時間稼ぎのために期日に出頭せずに期日が延期となることもある。

なお、インドネシアでは、民事事件が刑事化すると、刑事事件の判決が下されるまで民事事件が保留されるとの規定（HIR138条）があるところ、民事訴訟を有利に展開するなどの不当な目的のために、捜査機関にポリスレポートを提出する者がいる。捜査機関も、賄賂等を受領することにより、刑事事件を簡単に開始してしまい、民事訴訟が進まなくなることがある。

(3) 費用

裁判所に支払う訴訟費用については、基本的に高額な訴訟であっても訴訟費用が同じで安価であるが、逆に濫訴が問題となることがある。

弁護士報酬が主たる費用となるところ、特に国や弁護士会による報酬額の規制はなく、弁護士によって大きく異なることになる。特に日本企業が依頼するような大規模ないし中規模の事務所は、タイムチャージ制の報酬を採用していることが多く、濫訴等も相まって大きな負担を強いられる。

裁判所から書記官等を通じて賄賂を要求されることもある。

4 裁判官の訴訟指揮等の裁判手続（争点整理、事件のスケジュール管理及び訴訟資料の管理等）に関する評価

(1) 紛争の蒸し返し

実質的に同一の紛争について再審や別訴を何度も提起される「紛争の蒸し返し」事例がある。

(2) 訴訟要件の審理

インドネシアの裁判所では、実質面のみならず、形式面も重要であり、実質面に理由があっても、補正を求めることなく、形式面の不備を理由に却下されることもある³⁶。逆に、明らかに訴訟要件を欠く場合は、実質的な審理の前にこれを理由に却下すべきところ、裁判官によっては訴訟要件を先に判断すべきとの理解がなく、実質的な審理を終えた後で訴訟要件を判断するなどして、無駄な時間を要する場合がある。

なお、企業間紛争での損害賠償の主張には、大きく分けて債務不履行と不法行為の二つがある。以前は、裁判所は、同一の事実関係に基づく債務不履行と不法行為

³⁶ 当事者の住所が誤っていたこと、共同不法行為に基づく損害賠償請求の際に加害者全員を被告にしていなかったこと等を理由として却下されることもある。後者については、日本では必要的共同訴訟でない以上は、加害者全員が被告に加えられていなくても、訴訟要件の不備を理由に却下されることはない。

の双方の主張をすることを認めなかったが、最近はそのような組合せの主張を認めるようになってきている。ただし、現在でも裁判官によっては、そのような主張を認めない場合がある。

(3) 訴訟資料の管理

裁判所からファイルを紛失したとの理由で再提出を求められた。封筒に入れずに書面が送付されて損傷してしまった。従前から、裁判所からの期日通知が前日に届くなど遅延することがあったが、特にコロナ禍以降は、そもそも期日通知が届かないことがあり、いつの間にか判決が出ていたこともあった。

(4) 書証

書証については、裁判期日に紙媒体の原本を持参するとともに、裁判所には写しを提出する。相手方は、当該書証を閲覧することはできるものの、その写しの交付を受けたり、写真を撮影したりすることができないため、その内容を厳密に検討することは困難である。

紙媒体の原本がなければ証拠を却下されることがある。当事者間で（少なくとも当初は）契約の存在自体に争いがなかったのに、契約書のPDFしかなかったため、紙媒体で提出できずに敗訴した事例があった。

なお、文書提出命令のような法令上の制度はなく、相手方が自発的に提出していない証拠の開示を求める法的手段はない。

(5) 審理及び争点整理

争点整理はあるが、日本のように裁判所が争点を指摘して主張や証拠の提出を促すことはなく、当事者から主張や証拠を出したいと主張し、相手方がこれに対して反論するというものである。

期日の間隔は、2、3週間と短く、次回期日までに一方が主張し、次々回期日までに他方が主張するというのが一般的である。訴状と答弁書の後に2、3通ずつ準備書面を提出し合った後、証拠調べが実施され、最後に最終準備書面を提出して、判決に至るという流れが相場である（租税事件では、不服申立前置主義であるため、訴訟提起の段階で既に論点は整理されており、特に裁判所が争点整理をする必要性は乏しい）。

そのため、当事者としては、簡潔かつ十分な書面を提出し、証拠を出し尽くす必要がある。

(6) 証拠調べ

人証申出した証人を相手方に伝えないため、当日になるまで誰が証人として出廷するのか分からず、反対尋問の準備がしにくく、手続保障の問題がある。

裁判官が人証申出を却下しないため、証人が多すぎる事件がある。

(7) 和解

H I R（130条）に従って、初期段階で和解勧誘をされるのが一般的であるが、そこで和解に至った事例は聞いたことがない。また、日本のように終盤段階で

心証を踏まえた和解勧誘がされた経験はない。

他国と同様に、代理人同士の話し合いをするのが一般的であるが、日本人としては終盤段階で裁判官から和解勧誘してほしい面もある。

5 裁判官の当事者に対する公平性に関する評価

(1) 外国に対する偏見

外国企業という理由だけで不利に扱われるという印象は特にはない。

(2) 汚職

インドネシアの裁判所の最大の問題は汚職であり、汚職が存在することを前提として活動している。日系企業を含む外資企業は、汚職には応じないため、スタートから不利な状態にある。ただし、常に汚職があるわけではなく、審級によって勝ったり負けたりすることもある（租税裁判所では汚職の話は聞かない）。書記官が汚職の温床になっており、特に最高裁も含めて汚職リスクが高いのは、民事再生（PKPU）である。

汚職撲滅のためには、裁判官の新採用のみならず、現役裁判官も含めて、信用性・透明性のある選定システムを適用する必要があるし、裁判官等の報酬や福利厚生を充実させる必要もある。

(3) その他

労働事件では、社会的弱者である労働者の人権に配慮し過ぎているのか、労働者側に偏っている印象を受けることもある。

裁判所が、一方当事者に対し、他方当事者よりも短い期間の反論期間しか与えないとか、追加証拠の提出を認めないことがあり、また、公平な判断を下さないこともある。

6 裁判官の法的判断（実体法に関する知識、事実認定（証拠の評価方法）、事実の法令への適用及び判決の内容（論理性、説得性）等）に関する評価

(1) 裁判官の能力

総合的に見て、裁判官の質は低下している。昔は優秀な裁判官がいたが、最近では知識が欠けている。裁判官の質の低下の要因としては、大学（法学部）教育の質の低下、裁判官数の不足、研修の不足等が指摘できる。

労働事件についての裁判官の知識に問題を感じたことはあまりないが、地方の裁判所では、知識等が強化される必要があると感じる場合もある。

(2) 損害額の算定

債務不履行に基づく損害賠償については、実損害や逸失利益等のみで、比較的明確である。他方で、不法行為は不明確であり、特に非物質的損害（Immaterial damages）は、法的根拠がないにもかかわらず、しばしば裁判所によって不当な額（数百万円の実損害額に比して数億円など）が認められることがある。

(3) 判決

インドネシアの判決書は長い（50～100頁等）が、その大部分が当事者の主張や証拠リストをそのまま写したものであり、裁判所の理由は最後の数頁だけで、証拠の評価、事実認定、当てはめ、法的判断の詳細な理由は記載されていないことが多い。そのため、判決内容の妥当性は検証しにくく、法的安定性・予見可能性も阻害されているため、この点の記載を充実させてほしい。ただし、最低限の理由は書いてあり、理由と結論が整合しないということはそれほどない。

高裁以降の判決は書類審理のみであり、簡潔すぎるなど、問題のあるものがある、そもそもインドネシア語として不適切な文章がある。

7 商事裁判所の役割

商事裁判所は、国際的なビジネス訴訟（倒産事件や知財事件等）に関与する以上、特に裁判手続の透明性が期待される。相談の窓口を充実させ、裁判手続の流れや内容、判決の理由等を明確にし、これに関する情報を提供することで、予見可能性を高めてほしい。

8 その他（インドネシアの裁判制度の改善のための提案等）

(1) 民事基本法の改正

インドネシアでは、現在でも、オランダ統治時代に制定された民法、民事手続法が、改正されることなく適用されており、時代に即さない内容となっているため、これを早期に改正する必要がある（民法に比べれば、民事手続法の改正は簡単なはずであり、既に改正案もできている。）。最高裁は、民事手続法で不十分な点や不明確な点を、さまざまな最高裁規則や最高裁回章で補っているが、これでは不十分であり、法律自体の改正が必要である。また、法令データベースも不十分であり、現在通用している法律が分からないことも多い。

また、インドネシアで民事執行を利用することは困難である。

(2) 裁判に関する情報の公開、透明性の確保

裁判制度の情報をより公開して、透明化を図ってほしい。特に過去の先例（特に最近の事例）が重要であるが、最高裁ウェブサイトで公開されているのは、インドネシア語の原文の判決だけになっているので、できれば要旨の英訳等を公表してほしい。

(3) 判例法理の形成・充実

法的安定性・予見可能性を向上させるためには、最高裁ウェブサイトで判決を公開するだけでなく、これまでも作成していた判例集を充実させ、安定した判例法理を形成してほしい。

(4) 裁判における主張書面・証拠の取扱い

言語法に基づく大統領令によると、インドネシアの自然人や法人との間で締結す

る契約書はインドネシア語で作成することとされているところ、以前に英語だけで記載された契約書を無効とする最高裁判決が下されたため、現在は英語とインドネシア語を併記した契約書が作成されている。しかし、少なくとも国際的な大企業間の契約書は英語だけで十分であり、これを無効とすることは相当ではないのではないか。

外国企業や外国人が外国で締結した契約書について領事認証を不要とする取扱いを徹底してほしい。可能であれば、英語で記載された証拠のインドネシア語訳も不要にしてほしい。

証拠の電子的提出を認めてほしい。

(5) 裁判官の能力強化

裁判官の能力面では、知財を含め、内容が妥当でない判決も存在する。

裁判官になる前提として、大学法学部で法的基礎知識を十分に習得するのが重要である。もっとも、大学教育では、理論的な面に偏りがちで、実務的な面の法的能力が習得しにくい。知財分野でも、従来型の基本的な内容の文献に基づく教育はされているものの、現代社会の技術発展に即した内容（A I生成物の著作者等）の文献や教育は十分でない。

そのため、裁判官になった後の裁判所内部の既存プログラムの研修に加え、外部の独立した機関における研修の機会を持つのが望ましい。

第8 知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点及びその改善策の提言

以上を前提として、インドネシアの知財裁判等に関する裁判制度の法令上・実務上の問題点を提示するとともに、その改善策を提言する。

1 法律

(1) 法令の不整合

日本では、憲法を頂点とする法令のヒエラルキー及びこれに基づく法制執務が確立しており、法令の不整合といった事態はほとんど存在しない。

これに対し、前記第4・1のとおり、インドネシアでは、法令の不整合が問題となっており、このことが法的安定性・予見可能性を欠く大きな原因となっている。

当プロジェクトでは、最高裁案件と共に、法規総局をカウンターパートとする案件において、法令の不整合を解決するため、法令の起草・審査を担当する専門職であるドラフターの能力向上を目指す活動を行っており、当該活動を通じて、法令の不整合の問題が改善していくことを期待したい。

(2) 民事基本法

日本では、時代の変化やこれに基づく要請に合わせて、民事基本法の改正（直近では民法における債権法や相続法の改正、民事訴訟法における2022年のIT化に関する改正等）を実施している。

これに対し、前記第4・1のとおり、インドネシアの民事基本法は、オランダ統治時代に制定されたオランダ語で記載されたものであり、特に民事手続法について文書提出命令や訴訟記録の閲覧制限等の規定が設けられていない、民事保全・民事執行に関する規定にも実効性がないなどの問題があり、早期の改正を期待する（民事手続法については、現在国会審議中である。）。

(3) 知的財産法の実体的規定の改善

日本では、知的財産法が、加盟した国際条約と矛盾することはあり得ず、時代の変化やこれに基づく要請に合わせて、頻繁に改正が実施されている。

これに対し、前記第4・3のとおり、インドネシアは、国際条約への加盟を受けて、知的財産法を整備してきたものの、その後ほとんど改正されないことがない、実体的規定がTRIPS協定に適合しない、知的財産法で統一できる事項（例えば、侵害訴訟で取り得る措置の要件や内容）について統一されていないなどの問題があり、不備部分の改正を検討するのが相当である。

(4) 立法における裁判所の意見の反映

前記第2・1のとおり、上記(2)、(3)のような立法問題については、立法機関（国会）及び行政機関（法務人権省法規総局及び知財総局）の所管であり、裁判所が直接関与できるわけではない。

しかし、特に裁判規範となる民事基本法や知的財産法を含む法令については、これを解釈・適用する裁判所の意見も重要であることは言うまでもないことであり、裁判所と法務人権省との意見交換の機会を充実させることも望ましい方向であるといえる（知的財産法についてみても、知財総局の審査・登録に関する規定よりも、裁判所の訴訟に関する規定について問題が多いように見受けられ、かかる意見交換の機会をより充実させることで、そのような問題を減少させることができるように思われる。）。

2 教育機関

日本では、大学の研究者による知的財産法に関する基本書、コンメンタール、専門的な分野に関する書籍・論文等の文献が充実しており、大学で授業を受ける場合だけでなく、実務家になった後に知財分野を担当することになっても、自主学習である程度の知識を身に付けることができる環境が整っているといえる。

他方、前記第2・2(2)のとおり、インドネシアでは、裁判官になるためには、法学士の学位を取得することが要件となっているが、その段階の教育が不十分であるし、学者による知財分野の文献も不十分であるとの指摘があった。

大学においては、将来の法律家に対し、憲法をはじめとする法令の学習はもとより、国民の司法への信頼を獲得し、司法が健全に機能するためには、判例の尊重による法的安定性・予見可能性の確保や汚職の根絶が重要であることといった基本的な思考の醸成等も含め、的確な法律教育を実施していただくとともに、知財分野に関する

良質な文献を継続的に提供していただきたい。

3 裁判所

(1) 汚職の改善

日本では、裁判所の司法の廉潔性は世界でも有数と言われており、汚職や判決の不正はおおよそ想定し難いと指摘されている。

これに対し、前記第7のとおり、インドネシアの裁判所については、国内外の企業や弁護士から、他のアジア諸国に比しても、汚職リスクが高いとの問題が指摘されており、日系企業も可能な限り利用したくないと考えているようである。実際に、最近を含め、最高裁を含む裁判所における汚職に関する報道も散見されるところである。

インドネシアでは、汚職撲滅委員会（KPK）の捜査や、最高裁による汚職撲滅のための各種の努力・取組みにより、汚職の状況が改善の方向に向かっていくと信じている。さらに、①裁判官を含む職員の報酬・福利厚生の改善、②訴訟事件の裁判官への配てんの無作為化・自動化、③訴訟手続ガイドラインの作成・公開による手続の適正化・透明化、④最高裁による判例法理の充実、⑤下級審も含めた判決理由の記載の充実等を通じて、そもそも汚職を行うことが難しい体制を整え、もって当事者が安心して裁判所を利用できる環境を整えることが、第一に重要であるといえる。

(2) 知財事件の専門性への対処

ア 知財事件を専門的に処理する体制の構築

日本では、高裁の陪席裁判官を経験した裁判官が、再び地裁の裁判長や陪席裁判官として異動することは通常である。そして、知財高裁及び東京地裁・大阪地裁知財専門部（以下「知財専門部署」という。）は、知財事件のみを専門的に扱い、複数回にわたって知財専門部署に在籍したことのある知財経験の豊富な部総括判事が裁判長を務めている。そのため、合議体に知財経験の乏しい若手の陪席裁判官がいても判決の質を保つことができ、かつ、具体的な事件処理を通じて若手の陪席裁判官の知財の能力を向上させる体制が整っているといえる。

これに対し、前記第3、第6のとおり、インドネシアでは、裁判官は任官してから20年程度を経なければ商事裁判官（地裁）として知財事件を扱うことはない（その前に、地裁レベルの司法判事として、最高裁商事事件担当書記官代行や司法研修所教官に就任すれば、知財分野に携わることはあるものの、実際に事件を処理する機会はない。）上、その期間も平均して数年であり、その後に高裁に異動すれば、知財事件を処理する機会は乏しくなる。また、商事裁判官であっても、刑事事件を含めた通常事件も扱わなければならない、知財事件の割合は極めて少ない。これでは、知財事件の経験の豊富な裁判官を育成し、判決の質を保つことに困難が生ずる場面があると思われる。

そこで、少なくとも中央ジャカルタ地裁商事裁判所においては、知財事件だけを専門的に取り扱う裁判官を配置し、知財に関する学習や事件処理に集中することができる体制を構築することが考えられる。人事制度の関係で、若手裁判官に知財事件を担当させることは難しいかもしれないが、可能であれば、キャリアの全体にわたって知財を長く扱う裁判官を養成するのも望ましいといえる。

さらに、商事裁判所の知財判決に対する不服申立ては、最高裁に対する上告のみとされているが、前記第2・2(1)オのとおり、最高裁が処理する事件は極めて多く、その対応力には限界もあると思われる。そのため、ジャカルタ高裁等に、知財事件を専門的に取り扱う特別裁判所を設置して、控訴審を扱うこととする立法も考えられる。

イ 裁判における専門的知見の獲得方法の充実

日本の知財専門部署では、特許庁や弁理士出身の知財調査官が常勤職員として勤務しており、特許やプログラム著作権等の技術系の知財事件については、担当の調査官を選任し、侵害論審理の初期段階における技術説明、終盤段階における調査報告、その他の日常的な助言等を通じて、中立的・専門的な意見を聴き、これを審理判断の重要な参考にすることができる。また、特に専門的な技術分野に関する事件等においては、事前に登録された非常勤職員である専門委員の名簿の中から、当該事件にふさわしい専門家を選任し、その中立的・専門的な意見を聴くこともできる。これらの制度が、日本の知財判決の質を保つことに非常に有効な役割を果たしているといえる。

これに対し、前記第6のとおり、インドネシアでは、裁判所に常置された中立的な専門家の意見を聴く制度はなく、当事者が申請した専門家証人の意見によって判断せざるを得ないが、審理期間の制限もあり、的確な専門家を手配することは難しいし、専門家の能力やバイアスの問題もあり、これに基づいて的確な審理判断をすることには困難が生ずると考えられ、実際に商事裁判官もそのような意見を述べている。

前記第2・1のとおり、インドネシアでは、知財総局に対する特許出願件数が増加傾向にあり、今後の経済発展に伴って、特許訴訟が増加・複雑化していくことも予想される場所である。インドネシアの裁判官や知財総局職員も、日本の知財調査官の制度に強い関心を持っているようであり、特許法等の法改正を通じて、同様の制度を導入することも検討の余地があると思われる³⁷。

ウ 当事者系における審判請求前置主義の導入

日本では、いわゆる査定系・当事者系のいずれであっても、まずは特許庁に審判を請求し、その審決等に不服がある場合に、知財高裁に審決等取消訴訟を提訴

³⁷ 当プロジェクトの活動における働きかけの結果もあってか、DGIPの審査官を外部機関で勤務させることが可能となるような規則改正の動きがあるようであり、これが実現すれば日本の知財調査官制度のような制度が実現する可能性もあるかもしれない。

するという制度が採用されており、知財高裁は、特許庁審判部における審決書等を前提として、審決等の取消事由の有無を判断することになる。

これに対し、インドネシアでは、少なくとも当事者系については、知財総局への審判を介することなく商事裁判所に提訴することとされており、商事裁判所としては、専門部署である知財総局の決定書のない状態で判断することを余儀なくされるため、商事裁判所への専門的知見の導入という観点からは、この制度についても改正の余地があるといえる³⁸。

(3) 訴訟審理の改善

前記第7の第三者からの意見にもあったとおり、裁判所における訴訟審理についても、法令上・実務上の問題が見受けられ、改善を検討すべき余地がある。

ア 訴訟費用

インドネシアでは、裁判所に支払う訴訟費用は安価で、基本的に訴額によって増額されないため、その意味では、多額の訴訟を提起することによるデメリットがなく、濫訴を招く温床になっているとも指摘されている。

そのため、日本のように、訴額に応じて訴訟費用を増額させることも検討の余地があるといえる。

イ 事件配てん

法律上、事件の配てんは、所長の権限とされているが、恣意的な配てんになると、汚職の温床にもなりかねない。

少なくとも中央ジャカルタ地裁では、原則として、各裁判官に無作為的・自動的に配てんされるようにしているようであるが、他の裁判所においてもそのような運用を徹底するのが望ましいといえる。

ウ 訴訟要件

インドネシアの裁判所に管轄がないなど明らかに訴訟要件を欠く場合でも、実体審理に時間を費やしている事例があるようである。このような場合、早期の段階で訴訟要件の欠缺を理由に訴えを却下するのが望ましい。

逆に、当事者の住所に誤りがあること（前記第5・2(3)イのT i k T o k事件）や、被告に不法行為者の全員が含まれていないこと等の理由で、訴えが却下される事例がある。前者については、訴訟の早期の段階で、当事者に補正させる対応が可能なはずである。後者については、原告が不法行為者の一部のみを被告とした訴訟で請求認容判決を言い渡しても、特に問題はないように思われる（他に不法行為者がいる場合は、不法行為者間の求償の問題として処理すれば足りるし、逆に訴えを却下されないようにするために被告を多めに設定しておくことは、被告に不必要な応訴を強いる結果となり、明らかに不合理である。）。当事者

³⁸ 前記第4・3(2)ウのとおり、意匠法改正案は、意匠登録取消訴訟について審判前置主義を採用することを提案しているようである。もっとも、当事者系で知財総局への審判請求前置を義務付けた場合、裁判所で民事訴訟（侵害訴訟）と行政訴訟（取消訴訟等）のダブルトラックの問題が発生し、最終的にこれらの判決の結論が齟齬した場合の法的処理の問題も発生するため、立法技術的に難しい面がある。

の権利保護や訴訟経済等の観点からは、このような事例で訴えを却下することがないようにすることが望ましいと考える。

エ 知財事件の審理期間制限の見直し

前記第4・3(2)、第6・1のとおり、知財事件では、法定の審理期間が設けられ、おおむねこれに従った審理がなされている³⁹。しかし、日本と比較しても、商標、著作権事件等について原則90日間、特許事件について180日間で、充実した内容の審理・判決をするのは困難であり、審理期間の遅延及び長期未済事件の増加を防ぐ目的があることを考慮しても、見直しを考慮すべきではないかと思われる⁴⁰。

オ 期日

インドネシアでは、E-Courtや各種アプリにより、裁判手続の電子化が進められ、期日管理、訴訟進行管理は改善してきているといえる。

もっとも、当事者側からは、期日の開始時刻が分からず、一日中裁判所で待機しなければならないこともあるという問題が指摘されており、この点は改善が望まれる。

カ 書証

インドネシアでは、E-Courtを通じて、訴状等の書面の電子媒体を提出することができるものの、少なくとも実務的に、書証については、裁判所のみ写真写しを提出した上で、期日に原本を持参するようである。相手方は、期日で書証の原本を閲覧することができるだけで、その写しを入手することができない。

近年では、紙媒体でなく電子媒体による契約書や会計帳簿等も増えてきているため、電子媒体での書証の提出を認め、また、相手方にも書証の写しを提供して、より充実した審理をさせる運用が望ましいと考える。

キ 訴訟審理・和解勧誘

インドネシアでは、当事者に相互に主張させるだけで、裁判所が介入して争点整理を行うことはあまりないようである。

もちろん、インドネシアと日本では、それぞれのやり方があるものの、質の高い判決をするためには、裁判所が介入して論点及びこれに関する主張を整理することもあり得る。また、そのような審理を踏まえ、事案によっては、心証が形成できた段階で、和解による解決を試みることも検討できよう。

(4) 判決書

前記第5・2(6)のとおり、インドネシアの第1審判決書を見ると、当事者の主張が、特に論点ごとに分けられることなく、原告・被告の順番に記載されて、これが

³⁹ 商事裁判所5か所の5年分の月ごとの知財事件統計を分析したところ、法定の審理期間の範囲内（数か月）で事件処理されており、長期未済になっていることはないことがわかった。

⁴⁰ 知財高裁ウェブサイトによると、2021年については、日本の知財民事訴訟（全国地裁第1審）の平均審理期間は15.2月であり、審決等取消訴訟（知財高裁）の平均審理期間は9.8月である。

<https://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html>

判決書の大部分を占めており、最後の裁判所の判断理由の分量は少ないことが多い。

特に中央ジャカルタ地裁の裁判官は多忙であり、判決起案に十分な時間を割くことは難しいことが予想されるが、可能な限り、判決の中で論点を整理し、論点ごとの当事者の主張を整理し、裁判所の判断を丁寧に記載することが、判決の安定性の確保や汚職の撲滅の観点からも望ましいと考える⁴¹。前記第2・2(2)アのとおり、近年、司法研修所は、裁判官候補生研修において、オランダの司法研修所の支援を受けて、「良質な判決書作成研修」を導入したとのことであるが、さらに現役の裁判官らに対しても良質な判決書を作成するための研修指導を行っていくことが考えられる。

(5) 知財研修の充実

ア 前記第3・2のとおり、インドネシアでは、最高裁が、任官から20年程度経過した裁判官の中から商事裁判官候補者を選定し、商事裁判官資格付与研修を受講させ、これに合格した者を各地の商事裁判所に配置することになる。商事裁判官資格付与研修の内容は、知財事件を扱う前提としての基礎知識を得るという意味では、相当程度に充実した内容であるといえる。

もっとも、実際に商事裁判官に就任した後、知財事件を処理する中で直面する実務的な問題に対処するには、それだけでは不十分であることは言うまでもなく、商事裁判官の能力を維持・向上させるためには、継続的・効果的な研修を提供することも選択肢の一つとなる。前記第6・4のとおり、商事裁判官は、最高裁が実施する研修やFGDに参加することもあるようであるが、これで十分だとは思っていないようである。

イ 前記第2・2(1)エのとおり、現在、司法研修所は、知財研修として、商事裁判官の資格を有しない通常裁判所系列の裁判官を対象として、①「短期研修」(出張研修)、②「エレメンタリーコース」及び③「商事裁判官資格付与研修」を実施しており、さらに商事裁判官を対象として、④「アドバンストコース」を実施することを計画している。

しかし、司法研修所は、予算等の問題のため、計画の変更を余儀なくされ、2022年度は①(の一部)と③しか実施できておらず、現状では安定的に上記研修を実施していくことができるとはいえない。JICAとしては、前プロジェクトに引き続き、司法研修所の研修計画の策定過程への参加や研修における講師の担当等を通じて、全面的に協力していくとともに、これで足りない部分を補っていくのが相当と考えている。

現プロジェクトで実施している研修等は、以下のとおりである。

⁴¹ 判決理由を詳細に書かなければならないほど、不当な内容の判断をすることは難しくなる。

(ア) 司法研修所が実施する知財研修

2022年7月に実施されたFGDに参加し、知財研修①～④のシラバスの内容について協議し、これを踏まえて現時点のシラバスの内容が確定している。

また、同年2月に実施した短期研修（マカッサル）では、当職が日本の知財司法制度に関する講義を担当し、参加者の成績評価に関与するなどした。

さらに、同年9月から10月に実施された商事裁判官資格付与研修（知財）については、知財関係条約について、第1段階のオンライン自主学習資料の作成、第2段階のオンライン講義の担当、第3段階の択一試験の作成等をしたほか、知財総局派遣の西山智宏元専門家に依頼して、第3段階のインスピレーションクラス「特許要件としての新規性・進歩性」を担当していただいた。そして、2023年5月から6月に実施された商事裁判官資格付与研修（知財）については、知財関係条約、特許と簡易特許、商標と地理的表示について、第1段階のオンライン自主学習資料の作成、第2段階の講義の担当及び択一試験の作成等をしたほか、知財総局派遣の岡裕之専門家に依頼して、第3段階のインスピレーションクラス「特許要件としての新規性・進歩性」を担当していただいた。

(イ) 最高裁とJICAが実施する知財研修

司法研修所による研修とは別に、最高裁とJICAの共同による研修も実施している。

まず、「ショートコース」は、最高裁判事を含む最高裁WGメンバーとJICA専門家が、インドネシア各地に年に5、6回の頻度で出張し、本邦研修の参加経験者が講師となり、原則として商事裁判官の資格を有しない通常裁判所系列の若手裁判官30名程度を対象として、知財の基礎知識の付与及び講師の育成（TOT）を目的として実施する研修である。2022年は、1月にマタラム、3月にクパン、6月にポンティアナック、8月にケンダリ、10月にバタム、12月にゴロンタロで、2023年は、4月にジャヤプラ、6月にジャンビ、7月にバンジャルマシン、9月にタンジュンカランで実施した。最近では、2日半をかけて、①知財概説、②特許、③商標、④著作権、⑤意匠、⑥営業秘密、⑦植物品種保護、⑧商標、著作権ないし営業秘密のケーススタディー、⑨全体的な質疑応答といったプログラムを実施している。その際は、参加者の受講態度や、事前テスト・事後テストの成績等を踏まえて、6名程度の成績優秀者を選定し、最高裁長官に報告するなどしているが、これを将来の商事（知財）裁判官候補の選定のために活用していただくことが考えられる。

(ウ) 商事裁判官向け知財セミナー

2023年3月には、中央ジャカルタ地裁商事裁判官の要望に応え、講師の育成及び現場で知財事件を担当する商事裁判官の能力向上を図ることを目的と

して、ハイブリッド形式で「商事裁判官向け知財セミナー」を実施した。これは、最高裁の司法判事（調査官、書記官代行等）や中央ジャカルタ地裁をはじめとする全国5か所の地裁の商事裁判官を参加者、知財総局の特許・商標審査官、知財総局派遣の西山元専門家及び当職を講師とし、特許・商標分野の審査業務の実情の説明や各種重要論点に関するケーススタディーなど実務に焦点を当てたものであった。参加者に好評であったこと等から、同年9月にも、同様のセミナーを開催し、知財総局の意匠審査官及び著作権担当官、特許庁の石坂智樹審査官、知財総局派遣の岡専門家及び当職を講師とし、意匠分野の審査業務の実情及び意匠法改正法案の説明、著作権分野の諸問題に関する説明（翻案権侵害等）、IT関連技術と特許、進歩性に関するケーススタディー、知的財産権侵害訴訟における損害の算定等を扱った。

(エ) JICAと法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が実施する本邦研修2023年5月には、JICA及びICDの協力を得て、上記(ウ)の知財セミナーと同様の目的で、本邦研修を実施し、将来の知財分野の講師候補者（最高裁の司法判事や全国5か所の地裁の商事裁判官）に、特許、商標、著作権の重要論点に焦点を当てた講義やケーススタディーに参加してもらうとともに、ビジネスコート（知財高裁）及び特許庁への訪問を通じて、知財調査官制度等について理解してもらった。

(オ) このように、短期的・即効的な観点から、商事裁判官資格付与研修及びセミナー等を通じて、商事裁判官（候補者）の実務的能力の向上を図り、長期的・継続的な観点から、本邦研修、セミナー及びショートコース等を通じて、講師の育成と同時に、若手裁判官からの優秀者の選抜を図っていくことは、知的担当裁判官の能力向上にとって有用であると考えられる。

ウ 日本では、知財専門部署（知財高裁、東京地裁・大阪地裁知財専門部）の協議会、東京地裁・大阪地裁知財専門部の協議会、裁判所と特許庁との協議会など、直近で直面した実務問題を取り上げ、これについて協議をする機会が設けられている。

インドネシアでも、さらに、最高裁と商事裁判所の協議会、商事裁判所同士の協議会、裁判所と知財総局との協議会等を実施・充実させ、組織内外で知識・知見の共有を図っていくことも考えられる。

(6) 執務参考資料の充実

前記第3・3(3)のとおり、商事裁判官の執務参考資料の状況は、必ずしも十分であるとはいえず、さらにこれを充実させる必要がある。これは、裁判官の審理判断の質を高めるのみならず、審理判断の透明化による汚職の減少にとっても有益であると考えられる（このことは、裁判官の裁量を狭める方向に働くものであるが、それは同時に汚職を抑制する方向に働くものでもあるといえる。）。

ア 判決ウェブサイト

前記第3・4(3)イのとおり、最高裁は、判決ウェブサイトにおいて、最高裁判決及び下級審判決を公開しており、特定の条件による絞り込み検索やキーワード検索もできるようになっている。

ただし、下級審判決については、比較的新しいものでも原文がダウンロードできないものもあったことから、特に先例の少ない知財判決については、可能な限り多くの判決を登載していただきたい。特に重要な最高裁判例等については、公式な英訳を作成・登載することも考えられる。

イ 最高裁判例集（判例法理の形成）

日本では、最高裁が上告審として扱う事件を限定し、専ら判例法理を形成する役割を果たし、判例の変更には厳格な手続が定められている。また、下級審裁判所も、特に最高裁の判例を尊重し、これを調査・分析した上で、個々の事件について判断をしている。このことが、下級審を含む判決の法的安定性・予見可能性に大きく寄与しているといえる。

これに対し、前記第2・2(1)イのとおり、インドネシアでも、最高裁は法律審であり、上告理由や再審事由も法定されているが、前記第2・2(1)オ及び第5・1のとおり、実際には上告、再審が多く申し立てられ、しかも事実認定を含む実質的な判断をすることを余儀なくされている現実があり、事件処理に多忙を極めている⁴²。そのような中で難しいことではあるものの、最高裁として、最高裁判決同士に齟齬が生じないようにしつつ、従前から作成している判例集を発展させ、下級審の拠り所となる判例法理を充実させていきたい。

ウ 判決集

もっとも、前記第5のとおり、インドネシアの知財事件の状況を見ると、そもそも商標以外の分野の事件数は多いとはいえ、先例となる裁判例も乏しいため、判例法理を十分に形成することも難しい面がある。

当プロジェクトでは、JICAと最高裁が協力して、日本とインドネシアの知財判決を登載した判決集を作成しており、すでに第1集（知財全般）及び第2集（商標）を刊行し、これをJICAウェブサイト上でも公表している⁴³。今後は、インドネシアで先例が乏しい著作権、特許等の判決集を作成し、インドネシアの裁判官が把握しておくべきインドネシアの重要判決を掲載するとともに、インドネシアで未だ先例が乏しい論点に関する日本の判決及びこれに関係する周辺知識についての解説を掲載するなどして、可及的に広範な知識を紹介していくのが相当と考える。

⁴² 当事者の上告申立てや再審請求を形式的な理由で制限すると、世間から裁判を受ける権利の観点から問題があるとの指摘がされてしまうため、結果的に実質的な判断をせざるを得なくなるという声があった。また、知財事件のように、地裁の判決への不服申立てが、最高裁への上告のみとされている場合、最高裁が実質的な判断をすることを当然の前提としても理解できる（最高裁の商事裁判官の資格を有する最高裁判事が知財事件を扱うことにより、最終的な知財判決の質を確保しようとしている。）。

⁴³ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/indonesia/index.html>

エ 最高裁規則、最高裁回章、ガイドライン等

最高裁は、最高裁規則、最高裁回章及びガイドラインを通じて、裁判官の審理判断の指針を提供しているところである。特に先例を通じた判例法理を提供できない場合、事前にこれらの資料によって審理判断の指針を充実させることは、望ましいことであるといえる。

知財の仮処分決定に関しては、これまでに1件しか発令されたことがなく、現在は、2012年最高裁規則の改正作業をしているとのことである。新たな最高裁規則及びこれを補完するガイドライン等を通じて、仮処分決定の手続、その発令に必要な心証の程度、保証金の算定方法、主文例等を明確にし、裁判官が発令を躊躇しない環境を整えるのが相当であると考えられる。

商標、著作権、特許等の分野別のガイドラインも作成し、訴訟類型別の手続の流れ、訴訟要件、主文例等を明確にするのが相当である。当プロジェクトでは、商標ガイドブックを作成中である⁴⁴が、これもインターネット上で公表するなどして、手続の透明性を確保するのが相当である。

知財事件については、通常不法行為事件よりも損害の算定が難しいとされており、日本では知的財産法において損害の推定に関する規定が設けられ、これを前提とした裁判例が多数蓄積されている。インドネシアでは、知的財産法には、特に損害の算定に関する規定は置かれておらず、最高裁回章2019年2号民事室総括B. II. 3. a. 2において「裁判官の決定する損害賠償の額は、侵害者の得た利益と知的財産権者の損害を考慮した損害の明細に基づく」という簡単な規定が置かれているにとどまるが、判例法理ないしガイドライン等で一定の基準を設けることも考えられる。

なお、インドネシアでは、知財事件に限らず、当事者が不法行為に基づく損害賠償として不当に多額の非物質的損害を主張し、これが認められることがあるとの意見がある。仮に非物質的損害を認めることがあっても、これについて裁判官の裁量が過度に広範に及ぶことになれば、当事者にとって非常にリスクの高いものになるため、判例法理ないしガイドライン等で一定の基準を設けることが考えられる。

オ Q&A集

商事裁判所との知財事件に関する意見交換会を実施し、実務で実際に遭遇して

⁴⁴ 前記第4・3(2)イのとおり、商標法については、条文自体に問題があるものも多いが、その他にも、当職とインドネシアの裁判官との間に認識の齟齬が生じた部分もあった。例えば、商標法には、「受理日」、「登録日」という用語があり、登録商標は「受理日」から10年間保護される(同法35条1項)、商標登録抹消請求は「登録日」又は最新の使用日から継続して3年間使用されていない場合に行うことができる(同法74条1項)などと規定されている。当職は、商標法では「受理日」と「登録日」は明確に区別されており、「受理日(出願日)」は「商標登録出願の最低限の要件を具備した日」(同法1条16号、13条)であり、「登録日」は「商標審査官が実体審査を終えて法務人権大臣が商標を登録した日」(同法24条1項、25条2項f号及び注釈)ではないかと指摘したのに対し、多くのインドネシアの裁判官は、「登録日」は「受理日」(出願の登録日)のことである旨の意見を述べていた。最終的に、前記第8・3(5)イ(ウ)の商事裁判官向け知財セミナーの際に商標審査官にも見解を聴くなどした結果、「受理日」と「登録日」の区別について合意を得ることができた。このような、判例法理の形成を待たずに解決し得る問題は、ガイドブック等で解決するのが相当である。

いる重要な問題及びその回答をまとめて、Q&A集を作成すること等も考えられる。第1審を担当する商事裁判官が、最初にさまざまな実務上の問題点に気付くはずであり、それを裁判所全体の協議で解決し、その後の裁判官が同様の問題を負担なく解決していけるようなシステムを構築していくことは望ましいといえる。もっとも、インドネシアの裁判所が、インドネシア法の解釈について、最高裁判事のコンセンサスを得た最高裁規則等の正式な形式によることなく、Q&A集を作成することには困難が生じるようである。

そのため、JICA専門家が、知財研修等の場面におけるインドネシアの裁判官からの実務的かつ有用な質問について、これらを集めて日本法に基づくQ&A集を作成・提供することも、比較的簡便かつ有用かもしれない。

カ 知財総局の執務参考資料の共有

知財総局は、前プロジェクトにおけるJICAの協力等の成果として、2020年に特許審査ガイドラインを改訂していたところ、当初は外部に提供されていなかった⁴⁵。今般、知財総局及び西山元専門家の協力を得て、特許審査ガイドライン及び意匠審査ガイドラインについて、最高裁、司法研修所及び商事裁判所等に共有した。現在は、商標審査ガイドラインについては、改正中とのことであり、未だ共有できるに至っていないが、今後は裁判所にも共有していただくのが望ましいと考える。

第9 最後に

以上、日本の裁判官出身のJICA長期専門家という立場から、専ら日本の法令・実務と比較する形で、インドネシアにおける知財裁判等に関する法令上・実務上の問題点を分析し、改善策を提示することを試みた。これは、インドネシアの司法制度を批判する趣旨ではなく、その改善・発展のためにあえて問題点のみに目を向けたものであり、司法アクセスの改善、訴訟管理・進行のIT化、裁判の迅速化に関する試みなど、日本が学ぶべき点多かった。

また、本件ベースライン調査で把握できたのは、基本的に知財という一分野の中の問題の一部にすぎず、かつ、それだけでも裁判所だけで解決できる問題ではなく、立法機関や行政機関による協力が必要不可欠ではあるが、まずはいかなる問題点があるかを第三者からの目を通じて認識することが、将来の改善・発展への第一歩であるといえる。

本件ベースライン調査に対して協力していただいた関係者の皆様に、改めて感謝を申し上げますとともに、本報告書が、インドネシアの司法制度の発展にとって少しでも意義があるものになれば幸いである。

⁴⁵ 前掲西山智宏「インドネシアにおける知財協力及び最近の知財動向」87頁を参照。

知財事件の新受件数の統計

商事裁判所（第一審）						
	中央ジャカルタ	スラバヤ	スマラン	メダン	マカッサル	全国
2018	66	29	7	3	0	105
2019	83	11	9	5	0	108
2020	72	9	6	2	3	92
2021	87	10	10	2	0	109
2022	122	10	4	7	3	146
合計	430	69	36	19	6	560

最高裁							
	上告	再審	合計	知財種別		訴訟種別	
2018	44	22	66	商標	35		
				意匠	10		
				著作権	16		
				特許	5		
2019	54	15	69	商標	37		
				意匠	8		
				著作権	20		
				特許	4		
2020	50	14	64	商標	41	侵害	3
						審判異議	1
						取消	36
						抹消	1
				意匠	6	侵害	1
						取消	5
				著作権	14	侵害	11
						取消	2
						不明	1
				特許	3	審判異議	1
						抹消	2
				2021	57	10	67
審判異議	2						
取消	36						
抹消	5						
意匠	5	取消	5				
著作権	12	侵害	8				
		取消	4				
特許	3	侵害	2				
		抹消	1				
2022	53	16	69	商標	51	侵害	5
						審判異議	5
						取消	39
						抹消	2
				意匠	3	取消	2
						不明	1
				著作権	11	侵害	7
						取消	4
特許	4	侵害	3				
		抹消	1				
合計	258	77	335				